



クラブ会報 移動例会 裁判所見学



第 26 回例会 (通算第 603 回)

事務局：福島県福島市天神町 13-5 アンビックス 5 201 号 TEL:024-525-2331 FAX:024-525-2332

WEB サイト：http://www.fukushima21rc.jp/ E-mail：f21rc@fukushima21rc.jp

☆会報・雑誌・広報委員会 委員長：松本和彦 委員：粕谷悦功 藤野圭史 樋口静克

< 2013-2014 年度 > 会長：阿部 正美 幹事：伊藤 淳一

THE FOUR-WAY TEST

四つのテスト

- 1 真実かどうか
- 2 みんなに公平か
- 3 好意と友情を深めるか
- 4 みんなのためになるかどうか

【日付】1月16日(木)

【場所】福島裁判所

【開会点鐘】13時00分

【出席報告】

会員数：54名

出席数：26名

出席率：49.06%

長期欠席者：1名

出席免除者：4名

【会報発行】

第 2530 地区県北第一分区

福島 21 ロータークラブ

委員会報告

■財団 BOX

0 円

■スマイリング BOX

0 円

■米山 BOX

0 円

会長あいさつ

会長：阿部 正美

本日の例会は、職業奉仕委員会の佐々木廣充委員長の協力により、新しくなった裁判所見学の移動例会を企画いたしました。併せて裁判員裁判の説明と実際の裁判員裁判を傍聴することができました。本日は皆さんご苦勞様でした。



福島地方裁判所施設及び裁判員制度について説明

裁判所の施設について、福島地方裁判所は平成 24 年 12 月に新庁舎が竣工しました。この庁舎は3施設「福島地方裁判所・福島家庭裁判所・福島簡易裁判所」が入庁しています。福島県には裁判所が、福島・郡山・会津若松・白河・いわき・相馬の支部と田島・富岡・棚倉に簡易裁判所があります。福島県は異例で通常各県内に1箇所のみですが、福島県内には福島と郡山に裁判所があります。福島は県北エリアだけですが、郡山ではいわきや会津地方までをそのエリアになっていますので、裁判の回数も多く行われています。

裁判員制度について、最高裁判所の方から毎年 11 月に黄色い封筒が、皆様へ送られてくることとなります。これは裁判員候補者へ選ばれましたとの通知になります。

「1月1日から12月31日までの期間、裁判員候補者に選ばれました。もしかして、その期間にあなたのエリアで殺人事件等があった場合、裁判が行われる場合はあなたを選ぶかもしれません。」という事前予告通知となります。

(以下は頂いたパンフレットの“裁判員等選任手続きの流れ”をご覧ください)

福島県内の裁判員の現状について、裁判員候補者名簿は福島で 46 万人、その中で選任された方は 1,200 人(確率は 1/386 人)に封筒が送られました。裁判員裁判の日数は、福島で平均 3.27 日(最短2日・最長5日)で3日連続で開廷され裁判が終了します。

Q&A:①裁判に出られなくなったときは→事前に開廷日数を通知しますが、欠けても補充裁判員が同じく裁判を聞いています。②裁決の方法は→裁判官3人+裁判員6人の9人は、同じ1票で決まります。③証拠品を事前に見ることは→先に見ることはできず、法廷でしか見れません。後ほど部屋にて改めて見ることはできます。

以上

